

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年2月16日

京都市長 松井 孝治

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

標準単価表用一次単価データ作成業務委託

(2) 履行場所（対象）

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町

(3) 業務概要

オプション追加単価データ作成業務、月別資材単価データ整理業務

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 支払条件

前金払	契約金額の3割以内で行う。
部分払	原則として行わない。 ※ 設計図書で支払回数等を定めている場合は、それによる。

2 本件入札に関する問合せ先

行財政局管財契約部契約課工事契約担当

（電話075-222-3313）

3 入札参加資格に関する事項

次に掲げる全ての条件を満たす者

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）に登録されていること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、1件の契約で、次の全ての要件を満たす履行実績があること。

ア 国、地方公共団体、地方独立行政法人（公立大学法人を含む。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に規定する特殊法人等、公益法人、地方道路公社、地方住宅供給公社、土地開発公社又は国立大学法人のいずれかが発注したものであること。

イ 発注者から直接受注し、平成22年度以降に完了したものであること。

ウ 一般財団法人建築コスト管理システム研究所が提供する「標準単価作成システム」に取込可能なRIBC材料単価ファイル形式（拡張子 .TAN）による営繕積算のための標準単価表用一次単価データ作成業務であること。

(3) 公告日から開札日までの間において、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合

(7) 子会社等（子会社及び他の会社に財務及び事業の方針の決定を支配されている会社、組合等をいう。以下同じ。）と親会社等（親会社及び他の会社の財務及び事業の方針の決定を支配している会社、組合等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合

(7) 一方の会社等（会社、組合等をいう。以下同じ。）の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事等のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生手続中の会社等又は会社更生手続中の会社である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役、定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 指名委員会等設置会社の執行役

c 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d その他業務を執行する者であつて、a～cに掲げる者に準じる者

(4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視できる資本関係又は人的関係があると認められる場合（組合と構成組合員の関係にある場合等）

4 入札方法等

本件入札は、価格競争方式により行う。

(1) 入札者は、次のどちらかの方法で入札すること。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえ、京都市電子入札システムへの利用者登録を行い、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

イ 京都市から入札端末機利用者カードの発行を受け、契約課内の入札端末機を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

なお、入札端末機利用者カードは、遅くとも入札期間終了の１時間前までに発行を申請すること。

入札端末機の利用時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除き、午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）とする。

(2) 入札者は、公告日から入札期間初日の直前の開庁日の午後５時までに、次のどちらかの方法により、設計図書等を入手し、積算すること。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、設計図書等をダウンロードして入手すること。

なお、インターネット利用者も、京都市電子入札システムにより複写承認書を入手し、設計図書等の販売業者に提示して設計図書等を購入できる。

イ 端末機利用者は、契約課内の入札端末機により、複写承認書を入手し、設計図書等の販売業者に提示して設計図書等を購入すること。

（設計図書等の販売業者）

株式会社中央精器

京都市右京区嵯峨明星町５番地の２４

（午前９時～正午、午後１時～６時、電話０７５－８７１－８４００）

想定販売金額 ８４０円

(3) 落札価格は、入札金額に入札金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入力すること。

(4) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(5) 入札期間

令和8年3月3日（火）、4日（水）及び5日（木）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(6) 予定価格等

予定価格 4,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格は、落札者を決定した日から契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から契約課ホームページ「京都市入札情報館」で公表する。

（「京都市入札情報館」のURL）

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

最低制限価格の算定に用いた区分 「建築設計（建築関係の設備設計を含む。）」

なお、最低制限価格の算定に当たっては、無作為に抽出した数（1.000～1.003）を乗じる。

(7) 入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式）

イ 履行実績調書（別紙様式）

入札参加資格に関する事項の項で前述した履行実績を記載し、それを証明できる書類の写しを添付すること。

(8) 一般競争入札参加資格確認申請書等の様式の交付

前項で「別紙様式」としたものについて、公告日から入札期間終了まで、「京都市入札情報館」に公告と併せて掲示するので、A4判で使用する。

(9) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office最新版で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Readerで扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

封入、封かんし、封筒に入札番号及び業務名のみを記載して、入札期間内に契約課内の「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(10) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問は、受け付けない。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和8年3月6日（金）午前9時以降

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められる場合は、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札を行った他の者のう

ち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札を行った者のうち、入札金額が同じ者が2者以上ある場合は、開札時に電子くじにより入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

前項の確認を行った結果、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者及び落札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、全ての入札者及び入札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

(5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌々開庁日の午後5時までに、その旨を記載した書面を契約課に持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

京都市契約事務規則第6条の2各号に該当する入札（入札に関する条件に違反した入札）は、無効とする。

8 予算不成立の場合の無効等

本件に係る予算は、落札決定時点で議会の議決を得ておらず成立していないことに加え、本件は翌年度の業務であるため、まず仮契約を締結し、議会の議決を得たうえ、4月1日付けで本契約を締結する。

なお、議会の議決が得られなかった場合は、公告を無効とし、当該仮契約を解除する。この場合において、入札のために行った準備行為等に係る費用が発生していても、その費用を本市に請求することはできない。

9 令和8年度の競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合の契約不締結

仮契約締結後、令和8年度の競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合は、本契約を締結しない。この場合において、入札のために行った準備行為等に係る費用が発生していても、その費用を本市に請求することはできない。

10 その他

(1) 本件は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること。（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）

(5) 落札者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとと

もに、落札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

- (6) 公告及び仕様書に定めのない事項は、本市が定める条例、規則、要綱、要領等のほか関係法令等による。

(行財政局管財契約部契約課)